

介護老人保健施設 湯の里・黒松内料金表

介護保健施設サービス費 (長期入所)

A. 介護保険給付費 (一) 職員配置 3 : 1 () は2割の方々 【 】 は3割の方々 円/日

		介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
従来型個室 (月額)		701 (1,402) 【2,103】	746 (1,492) 【2,238】	808 (1,616) 【2,424】	860 (1,720) 【2,580】	911 (1,822) 【2,733】
		21,030 (42,060) 【63,090】	22,380 (44,760) 【67,140】	24,240 ^㉞ (48,480) 【72,720】	25,800 (51,600) 【77,400】	27,330 (54,660) 【81,990】
従来型多床室 (月額)		775 (1,550) 【2,325】	823 (1,646) 【2,469】	884 (1,768) 【2,652】	935 (1,870) 【2,805】	989 (1,978) 【2,967】
		23,250 (46,500) 【69,750】	24,690 (49,380) 【74,070】	26,520 (53,040) 【79,560】	28,050 (56,100) 【84,150】	29,670 (59,340) 【89,010】
ユニット型個室 (月額)		781 (1,562) 【2,343】	826 (1,652) 【2,478】	888 (1,776) 【2,664】	941 (1,882) 【2,823】	993 (1,986) 【2,979】
		23,430 (46,860) 【70,290】	24,780 (49,560) 【74,340】	26,640 (53,280) 【79,920】	28,230 (56,460) 【84,690】	29,790 (59,580) 【89,370】
加算	夜勤体制加算 (月額) ※1	24	24	24	24	24
		720	720	720 ^㉞	720	720
	サービス提供体制 強化加算 (月額) ※2	18	18	18	18	18
		540	540	540 ^㉞	540	540
処遇改善加算		介護保険利用料分の6.0%				

- ※ 1. 夜勤を行なう職員の定数が、20人又はその端数を増すごとに1人。
- ※ 2. 介護職員総数のうち介護福祉士が50%以上。
- ※ 3. その他緊急時加算等あり
- ※ 4. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。
※平成30年8月から1~3割負担に分かれ徴収となります。

B. 食費・居住費・その他 () 内月額30日

種別		負担第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	負担第2段階 課税年金と合計所得 80万円以下	負担第3段階 課税年金と合計所得 80万~266万円	負担第4段階 課税年金と合計所得 266万円以上
食費		300 (9,000)	390 (11,700) ^㉞	650 (19,500)	1,392 (41,760)
居住費	本館 個室	490 (14,700)	490 (14,700)	1,310 (39,300)	1,668 (50,040)
	本館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	780 (23,400)
	本館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
	新館 個室	490 (14,700)	490 (14,700) ^㉞	1,310 (39,300)	1,668 (50,040)
	新館 ユニット	820 (24,600)	820 (24,600)	1,310 (39,300)	2,006 (60,180)
	新館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	1,100 (33,000)
	新館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
日用品費		80 (2,400) ^㉞			
娯楽費		実費相当			
テレビ使用料		100 (3,000) ^㉞			
冷蔵庫使用料		130 (3,900) ^㉞			
理美容代		2,000円 (パーマ 4,000円) (カラー 4,000円)			

- ※ 湯の里・黒松内では、施設利用者に利用料の減免をおこなってます。
詳しい内容につきましては、ご相談下さい。

C. 料金の参考例

例) 要介護3の方 段階Ⅱ(課税年金と合計所得 80万円以下) 新館3階個室利用の場合 (自己負担額 1割の場合)

上記表の 24,240^㉞+720^㉞+540^㉞+11,700^㉞+14,700^㉞+2,400^㉞+3,000^㉞+3,900^㉞ = 61,200 円

高額介護療養費 ㉞-15,000= 9,240円 戻り

差し引き合計 約51,960 円 (30日計算)

介護予防短期入所療養介護

A. 介護保険給付費

(一) 職員配置 3 : 1

円/日

() は2割の方々 【 】 は3割の方々

	要支援 1	要支援 2
従来型個室 (Ⅰ)	580 (1,160) 【1,740】	721 (1,442) 【2,163】
多床室 (Ⅱ)	613 (1,226) 【1,839】	768 (1,536) 【2,304】
ユニット型個室(Ⅲ)	623 (1,246) 【1,869】	781 (1,562) 【2,343】
夜勤体制加算	24	24
サービス提供体制強化加算	18	18
処遇改善加算	介護保険利用料分の6.0%	

1. 夜勤を行なう職員の定数が、20人又はその端数を増すごとに1人。
2. 常勤の作業療法士2名配置のため加算あり
3. 居宅と事業所間の送迎、都度加算する。
4. 夜勤を行なう職員の定数が、20人又はその端数を増すごとに1人
 - ・ 夜勤時間帯は、17時から翌朝9時までの16時間とする
5. 介護職員総数のうち介護福祉士が50%以上
6. その他緊急時加算等あり
7. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。

※平成30年8月から1～3割負担に分かれ徴収となります。

(本人負担 184円)

B. 食費・居住費・その他

() 内 月額30日

種 別	負担第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	負担第2段階 課税年金と合計所得 80万円以下	負担第3段階 課税年金と合計所得 80万～266万円	負担第4段階 課税年金と合計所得 266万円以上	
食 費 <small>(3食を食べた場合)</small> 朝食374円 昼食464円 夕食554円 ※注意事項	300 (9,000)	390 (11,700)	650 (19,500)	1,392 (41,760)	
上記の食事代金は、3食摂取された場合の金額です。負担限度額 1段階から3段階の方が、1食及び2食の摂取となる場合は、自己負担が発生する場合があります。					
居 住 費	本館 個室	490 (14,700)	490 (14,700)	1,310 (39,300)	1,668 (50,040)
	本館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	780 (23,400)
	本館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
	新館 個室	490 (14,700)	490 (14,700)	1,310 (39,300)	1,668 (50,040)
	新館 ユニット	820 (24,600)	820 (24,600)	1,310 (39,300)	2,006 (60,180)
	新館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	1,100 (33,000)
	新館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
日用品費	100 (3,000)				
娯楽費	実費相当				
テレビ使用料	100 (3,000)				
冷蔵庫使用料	130 (3,900)				
理美容代	2,000円 (パーマ 4,000円) (カラー 4,000円)				

7. 送迎代町内は無料、町外は1時間当たり1,000円

☆ 日用品費(使用される方には下記の料金で提供いたしております)

シャワー等	30	ハミングット	30
食食用エプロン	10	タオル	10

☆ その他

コインランドリー	200	乾燥機	100
診断書関係	2000	死亡診断書	1500
オムツ	入所の方が外泊又は入院された場合、 自宅又は病院での使用分は実費		

※ 施設で対応の難しい医療については、協力病院の受診となりますが、その際の一部負担金は実費となります。

※ 尚、この施設に設置されていない物で、本人・家族の希望がある時は、別途料金をいただくことがあります。

(電気毛布、電気ポット、扇風機等)

短期入所療養介護（ショートステイ）

老健療養（湯の里・黒松内）

円/日

介護保険給付費

A. (一) 職員配置 3 : 1 () は2割の方々 【 】 は3割の方々

	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
従来型個室 (Ⅰ)	755 (1,510) 【2,265】	801 (1,602) 【2,403】	862 (7) (1,724) 【2,586】	914 (1,828) 【2,742】	965 (1,930) 【2,895】
多床室 (Ⅱ)	829 (1,658) 【2,487】	877 (1,754) 【2,631】	938 (1,876) 【2,814】	989 (1,978) 【2,967】	1,042 (2,084) 【3,126】
ユニット型個室 (Ⅲ)	835 (1,670) 【2,505】	880 (1,760) 【2,640】	942 (1,884) 【2,826】	995 (1,990) 【2,985】	1,046 (2,092) 【3,138】
特定介護(3時間以上4時間未満)	656 (1,312) 【1,968】	656 (1,312) 【1,968】	656 (1,312) 【1,968】	656 (1,312) 【1,968】	656 (1,312) 【1,968】
特定介護(4時間以上6時間未満)	908 (1,816) 【2,724】	908 (1,816) 【2,724】	908 (1,816) 【2,724】	908 (1,816) 【2,724】	908 (1,816) 【2,724】
特定介護(6時間以上8時間未満)	1,261 (2,522) 【3,783】	1,261 (2,522) 【3,783】	1,261 (2,522) 【3,783】	1,261 (2,522) 【3,783】	1,261 (2,522) 【3,783】
夜勤体制加算	24	24	24 (イ)	24	24
サービス提供体制強化加算	18	18	18 (ウ)	18	18
個別リハビリ実施加算 ※	240	240	240 (エ)	240	240
処遇改善加算	介護保険利用料分の6.0%				

1. 夜勤職員の配置が 3:1人以上の場合は3%の減額なし。
2. 常勤の理学療法士、作業療法士1名配置のため加算あり
3. 夜勤を行なう職員の定数が、20人又はその端数を増すごとに1人
4. 介護職員総数のうち介護福祉士が50%以上
5. 居宅と事業所間の送迎、都度加算する。(本人負担 184円)
6. 認知症専門棟加算 760円
7. その他緊急時加算等あり
8. 個別リハビリ・・・一日20分以上個別リハを行った場合
9. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。

B. 食費・居住費・その他

種 別	負担第1段階	負担第2段階	負担第3段階	負担第4段階
	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者	課税年金と合計所得 80万円以下	課税年金と合計所得 80万～266万円	課税年金と合計所得 266万円以上
食 費 <small>(3食を食べた場合)</small> 朝食370円 昼食460円 夕食550円 ※注意事項	300 (9,000)	390 (11,700)	650 (19,500) (オ)	1,392 (41,760)
上記の食事代金は、3食摂取された場合の金額です。負担限度額 1段階から3段階の方が、1食及び2食の摂取となる場合は、自己負担が発生する場合があります。				
本館 個室	490 (14,700)	490 (14,700)	1,310 (39,300) (カ)	1,668 (50,040)
本館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	780 (23,400)
本館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
新館 個室	490 (14,700)	490 (14,700)	1,310 (39,300)	1,668 (50,040)
新館 ユニット	820 (24,600)	820 (24,600)	1,310 (39,300)	2,006 (60,180)
新館 多床室(2人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	1,100 (33,000)
新館 多床室(4人部屋)	0	370 (11,100)	370 (11,100)	377 (11,310)
日用品費	80 (キ)			
娯楽費	実費相当			
テレビ使用料	100 (ク)			
冷蔵庫使用料	130 (ケ)			
理美容代	カット2,000円・パーマ4,000円・カラー4,000円			

※ 6. 送迎代町内は無料、町外は1時間当たり1,000円

C. 料金の参考例

例) 要介護3の方 段階Ⅲ(課税年金と合計所得 80万～266万) 本館1階個室利用の場合

上記表の (7) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ)
 $862 + 24 + 12 + 240 + 650 + 1,310 + 80 + 100 + 130 = 3,408$ 円 (1日間)

仮に3日間利用の場合 合計3,408円 × 3日間

3日間合計 約 10,224 円

介護予防通所リハビリテーション

サービスの利用料金(1ヶ月につき)

() は2割の方々 【 】 は3割の方々 ※1

		要支援 1	要支援 2
基本額		1,721 (3,442) 【5,163】	3,634 (7,268) 【10,902】
加算	運動器能向上	225	225
	サービス提供体制強化 ※2	72	144
	リハビリ加算 ※3	900	900
	リハビリ加算 ※4	450	450
	処遇改善加算	介護保険利用料分の6.7%	

※ 昼食代については、1食460円

※ 送迎費用については、1回町内は無料/町外は100円遠方の方は150円

※ 1. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。

※ 2. サービス提供体制強化加算(介護福祉士が50%以上配置されている場合)

※ 3. 生活向上リハビリテーションマネジメント加算(介護予防通所リハビリテーション計画の定期的な評価や見直し、情報の伝達を行った場合/開始月から3月以内)

※ 4. 生活向上リハビリテーションマネジメント加算(介護予防通所リハビリテーション計画の定期的な評価や見直し、情報の伝達を行った場合/開始月から3月超~6月以内)

通所リハビリテーション

サービスの利用料金(5時間以上6時間未満) 1回につき

() は2割の方々 【 】 は3割の方々 ※1
円/回

		介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本額		579 (1,158) 【1,737】	692 (1,384) 【2,076】	803 (1,606) 【2,409】	935 (1,870) 【2,805】	1,065 (2,130) 【3,195】
加算	入浴 ※2	50	50	50	50	50
	サービス提供体制強化 ※3	18	18	18	18	18
	リハビリ加算(Ⅰ) ※4	330	330	330	330	330
本人負担額		977(1,954)	1,090(2,180)	1,201(2,402)	1,333(2,666)	1,463(2,926)

下記の加算については、※3. 4. 5に該当される方にご負担いただきます。

リハビリ加算(Ⅱ) ※5	850	850	850	850	850
リハビリ加算(Ⅱ) ※6	530	530	530	530	530
短期集中リハビリ ※7	110	110	110	110	110
処遇改善加算	介護保険利用料分の6.7%				

※ 1. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。

※ 2. 入浴介助を行った場合。

※ 3. サービス提供体制強化加算(介護福祉士が50%以上配置されている場合)

※ 4. リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(介護予防通所リハビリテーション計画の定期的な評価や見直し、情報の伝達を行い、開始月から1月以内に居宅訪問を行った場合)

※ 5. リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(継続的な会議を行い医師の指示のもとリハ職員が説明を行った場合/開始月から6月以内に算定)

※ 6. リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(継続的な会議を行い医師の指示のもとリハ職員が説明を行った場合/開始月から6月超に算定)

※ 7. 退院(所)日又は認定日から3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的(週2日以上、1日あたり40分以上実施)に行った場合

B. 利用料負担1日単価

() は2割の方々

	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
食事代	464	464	464	464	464
送迎費用	町内は無料、町外は100円遠方の方は150円				

8. 日用品費は実費

9. 紙オムツは本人持参

A+B 本人負担額(消費税込み) 1日単価

	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
本人負担額	1,441(2,418)	1,554(2,644)	1,665(2,866)	1,797(3,130)	1,927(3,390)

介護予防訪問リハビリテーション

サービスの利用料金(1ヶ月につき)

() は2割の方々 【 】 は3割の方々 ※1

		要支援1・2
予防訪問リハビリテーション費		292 (584) 【876】/回 ㊦
加算	予防リハビリテーション マネジメント加算Ⅰ ※2	230/月 ㊧
	短期集中リハビリ テーション加算 ※3	200/回
	中山間地域等に住する者 へのサービス提供加算	リハビリテーション費分の5% ㊨
	特別地域訪問 リハビリテーション加算	リハビリテーション費分の15% ㊩

(参考例)要支援者が月8回(週2回)利用した場合

㊦ 292円 × 8回 = 2,336

㊧ 230

㊨ 1,672 × 0.05 = 83

㊩ 1,672 × 0.15 = 250

㊦ 2,336 + ㊧ 230 + ㊨ 83 + ㊩ 250 = 2,899

月8回利用した合計額 2,899 円

- ※ 1. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。
- ※ 2. リハビリを実施するにあたり医師からの留意事項等の指示のもとリハビリ計画を作成し実施(3ヶ月に1回以上会議を実施)
- ※ 3. 退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1周につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施

訪問リハビリテーション

サービスの利用料金(1ヶ月につき)

() は2割の方々 【 】 は3割の方々 ※1

		要介護1～5
訪問リハビリテーション費		292 (584) 【876】/回 ㊦
加算	リハビリテーション マネジメント加算Ⅰ ※2	230/月 ㊧
	リハビリテーション マネジメント加算Ⅱ ※3	280/月
	短期集中リハビリ テーション加算 ※4	200/回
	サービス提供体制加算	6/月 ㊨
	中山間地域等に住する者 へのサービス提供加算	介護保険利用料分の5% ㊩
	特別地域訪問 リハビリテーション加算	介護保険利用料分の15% ㊪

(参考例)要介護者が月8回(週2回)利用した場合

㊦ 292円 × 8回 = 2,336

㊧ 230

㊨ 6

㊩ 2,320 × 0.05 = 116

㊪ 2,320 × 0.15 = 348

㊦ 2,336 + ㊧ 230 + ㊨ 6 + ㊩ 116 + ㊪ 348 = 3,036

月8回利用した合計額 3,036 円

- ※ 1. 介護保険の自己負担額について1割、2割(一定以上所得者)に分かれ徴収致します。
- ※ 2. リハビリを実施するにあたり医師からの留意事項等の指示のもとリハビリ計画を作成し実施(3ヶ月に1回以上会議を実施)
- ※ 2. リハビリを実施するにあたり医師からの留意事項等の指示のもとリハビリ計画を作成し実施(6ヶ月間毎月会議を実施)
- ※ 4. 退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1周につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施